

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人Aに対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び請求人Bに対してした労災保険法による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、C所在のD会社（以下「会社」という。）に雇用され、現場研修としてプリントヘッドの製造ラインにおいて就労していた。

請求人によれば、被災者は新入社員研修終了後から、会社内で最も難しい部署に配属され、また、日常的にいじめ、嫌がらせ、暴行を受けていたという。

被災者は、同年〇月〇日、E病院に受診し「うつ病」と診断され、通院治療を続けていたが、同年〇月〇日、実家前の路上に止めた自家用車内において、ヘリウムガスを吸入して死亡しているところを発見された。死体検案書によると、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日午後〇時頃」、直接死因：「窒息死」、直接死因の原因：「高濃度ヘリウム吸入」、死因の種類：「自殺」と記載されている。

請求人Aは、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を、また、請求人Bは、葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書（乙11）において、療養経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人らは、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月における業務による出来事として、認定基準別表1に掲げられた、①「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」、②「（ひどい）嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に該当する出来事があり、それぞれの出来事の心理的負荷の強度は「強」と判断されるべき旨を主張する。

(5) 上記(4)①の出来事は、具体的には、被災者が平成〇年〇月〇日に会社に入社後、新入社員研修を受け、同月〇日から会社〇部F課のM7ラインにおいて実習を行ったというものであり、この出来事は、請求人らも主張するように、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみることができる。

請求人らは、当該F課の業務内容が会社の中で最も困難なものである旨述べているところ、事実、G社長やH人事施設部長もF課の業務は相対的に困難度が高かった旨を述べており、新入社員であった被災者にとっては慣れを必要とする業務であったと推認される。もっとも、当該業務自体については手順等が決められており、特別な技能等を要するとは認められないものであり、見習いの立場にあった被災者にとって、当該業務が相対的に困難なものであったとしても、大きな心理的負荷になったとは判断し難い。

したがって、当審査会としても、同出来事については、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(6) 請求人らは、上記(4)②の出来事の具体的内容として、(a)被災者が、上司や先輩から「バカヤロー何やってんだ」等、暴言をもって叱責されていたこと、(b)ミスをして頭を叩かれた、イベント後の飲み会で生の椎茸を食べさせられた等、暴力・強要行為が行われたこと、などを主張している。

当該主張について、当審査会において上司及び同僚からの聴取内容を精査したところ、何らかの厳しい業務指導があった可能性が高いと判断し、その内容と経緯について、出来事ごとに更に詳細に審査・検討することとした。

ア まず、前記(a)の被災者が叱責された経緯についてみると、多くの同僚が、被災者は作業の覚えが悪く、ミスが多いことに加え、注意をしても笑ってごまかすといった姿勢であったことから、「同じことを繰り返すな」等、被災者に対する語気が強くなったという事情を等しく述べており、一定の厳しい指導が行われたこともやむを得

ないものであったと考えられる。また、被災者が従事した作業については、ミスにより一定の製品不良が生じることが見込まれているものの、頻回にミスが生じると損失も多くなるとの事情が認められるものであり、被災者が見習いであったことを加味しても、業務指導に際して一定程度厳しい態度になることはやむを得ないことと言える。

さらに、被災者に対する指導が、被災者の人格や人間性を否定するものであったことを窺わせる申述ないし記録等もないことから、当審査会としても、被災者に対する叱責は業務指導の範囲を逸脱したものとは認められないものと判断する。

イ 前記（b）の「頭を叩かれた」との主張については、いかなる事情の下にどのように叩かれたのかを知ることはできないものの、同僚の申述によると、同僚らが被災者の肩や胸を拳で軽く叩いたり、指で脇腹を突くような行為があったとしており、被災者に対する何らかの身体的な接触があったものと推認される。もっとも、いずれの申述においても、被災者が同僚らに嫌われている状況を窺わせる事情は見当たらず、ましてや当該行為が被災者に対する嫌がらせやいじめを目的とするものであったとは判断し難く、実態としては、同僚らがふざけている感じ等ととらえているとおり、仲間内の些細な行為とみるのが相当である。さらに、被災者が「生の椎茸を食べさせられた」との主張については、当時の状況が明らかではなく、いじめや嫌がらせに該当するような同僚等による強制的な行為があったと判断することはできない。

ウ そのほか、請求人らは、周りの人が全然挨拶を返してくれない、昼休み後自分の部署に戻ったら「戻るのが早すぎる」と言われた、休憩中寝ていたら誰にも起こされず遅刻をした等の事実があった旨を主張する。

しかしながら、これらのことが事実であったとしても、それは被災者に対して好意的な反応がなかったというにとどまるものである。また、請求人らは「長休者がいるから気をつけて」と言われたことをもって、いじめや嫌がらせに当たると主張しているが、当該発言が特段人格を否定するものとは言えない。

したがって、当審査会としては、これらの行為をもって被災者に対するいじめや嫌がらせに当たるとの評価は、相当でないものと判断する。

エ 以上のことから、請求人らが主張する内容について、認定基準別表1の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に該当するとみて評価することは妥当ではなく、当審査会としては、同表の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとして評価すべきものと判断する。

この点、周囲から客観的に認識されるような業務をめぐる方針についての対立が同僚らとの間に生じたとは認められないものの、見習いという立場で慣れない現場に入っている中で職場において孤立していたことが認められることから、その心理的負荷の総合評価は「中」であるものと判断する。

なお、請求人らは、被災者について、対人的な環境の変化に順応することが不得手であり、また、自身の弱いところを人に見せたくない性格であると述べているが、出来事の総合評価は、あくまで被災者が主観的にどう受け止めたかによるのではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるのかという観点から行うものであるので、請求人らの申述が事実であるか否かにより、その評価が変わるものではない。

- (7) また、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月における業務による出来事として、勤務形態が変化していることが挙げられる。具体的には、当初、所定労働時間が8時15分から16時45分までの普通勤務に就いていたが、平成〇年〇月〇日からは、7時から15時30分までの早番と15時15分から23時30分までの遅番に1週間交替で就く二交替制勤務に変更となり、さらに、同年〇月〇日からは、研修先の製造ラインが普通勤務のみの体制になったため、被災者も普通勤務に戻ったとの事情が認められる。

この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「勤務形態に変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当するところ、決定書理由に説示のとおり、勤務形態の変化に伴う労働時間数及び休日の変更はなく、遅番であっても日付変更前には業務が終了していることから、当審査会としても、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (8) 上記(5)ないし(7)のとおり、被災者には心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が2つと「中」の出来事が1つ認められるが、出来事の全体評価は「中」であり「強」には至らないことから、被災者が発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人Aに対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分及び請求人Bに対してした葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。